

令和8年度 地域敬老事業補助金について

1. 記念品配布について

(1) 対象年齢（令和8年9月15日時点）

節目年齢（88歳、99歳）の方が配布対象です。

※対象者名簿を配布します。

(2) 補助の内容

・ 節目年齢の方一人あたり4,000円

・ 記念品配布に係る事務費として10,000円

※令和8年度から記念品配布の事務費の支出が1万円に満たなかった場合はその満たない額を敬老会開催費用に充てることが可能になりました。

2. 敬老会開催について

(1) 地域での敬老会の開催を希望する場合に補助をします。

(2) 補助の内容

・ 参加者一人あたり1,700円

（この額に事務費分も含まれます。）

・ 敬老会を行う場合にお呼びする方のうち補助対象者は77歳以上の方です。

（令和8年9月15日時点で対象年齢以上の方）

3. 補助金の交付及び精算（返還）について

(1) 交付額（概算払い）

・ 記念品配布 ・ 節目年齢対象者数×4,000円

・ 事務費10,000円

・ 敬老会開催 ・ 1,700円×参加予定者数

（不明であれば前年度参加者参考）

(2) 敬老会への参加者が当初申請時より多くなる場合

・ **敬老会開催前**までに交付決定額の変更承認申請手続きが必要になります。

交付決定額の変更後、差額を交付します。

(3) 事業終了後

・ 実際の敬老会参加者数×1,700円を上限として実績報告時に精算します。

なお、参加者数が当初申請書に記入した数字と比べて少なかった場合には、町会から差額分を返還していただきます。

※実参加者数の確認のため、実績報告時に「参加者名簿の提出」が必要になります。

※実績報告時に「対象者名簿」の返却をお願いします。

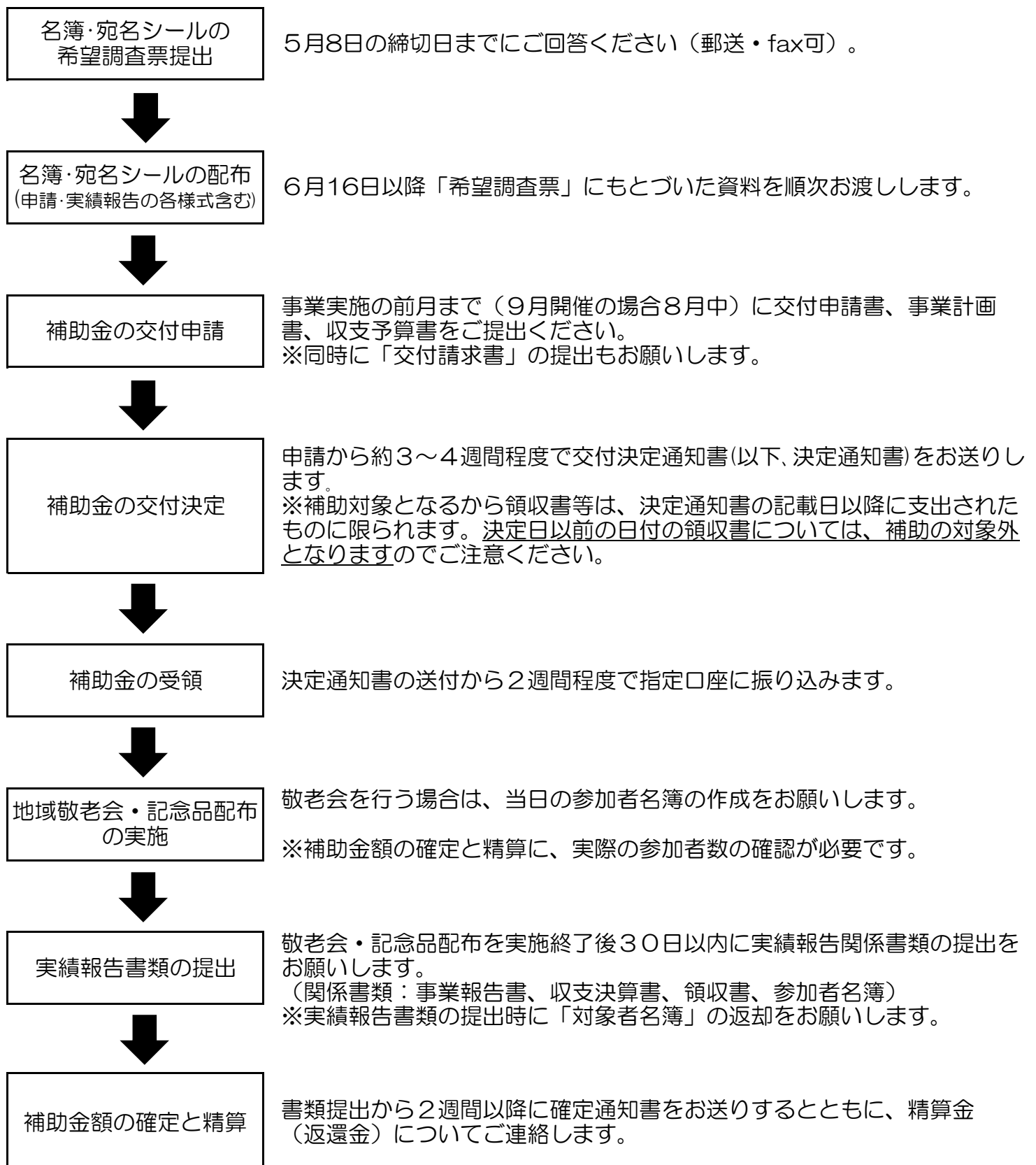
※敬老会開催を希望する団体で、不明なところがある場合は、高齢者福祉課にお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて、変更や追加の依頼事項がある場合には事前にお知らせします。それにより資料配布開始日が変更になることがあります。

【問合せ・資料提出先】

富士見市役所 高齢者福祉課 庶務係
〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1
049-251-2711 内線 385・395

令和8年度 地域敬老事業補助金交付の流れ



地域敬老事業補助金交付の手続き

時 期	内 容
4月～ 5月8日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">☆市 → 町会 【資料及び希望調査票の配布】</div> <p>・敬老事業の説明資料と、敬老会開催、宛名シールの「希望調査票」および「誓約書」を配布します。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">●町会 → 市 【希望調査票の提出】</div> <p>・希望調査票を5月8日(金)までに提出してください。(郵送・FAXも可)</p> <p>・「地域敬老事業対象者名簿等の管理に関する誓約書」については、事前または名簿受渡し時に原本を提出してください。(郵送可、FAXは不可です。)</p>
6月16日(火) 以降 順次配布開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">☆市 → 町会 【敬老事業関係書類の配布】</div> <p>節目年齢者名簿、提出書類一式(全町会)及び必要な町会には節目年齢者の宛名シール、敬老会開催を希望し、必要な町会には77歳以上年齢者名簿や宛名シールをお渡しします。(個人情報につき名簿受領時に確認書へ署名をお願いしています。)</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">●町会 → 市 【補助金交付申請書関係書類の提出】</div> <p style="text-align: center;">開催実施の前月(9月開催の場合8月中)をめどに提出をお願いします。</p>
事業開催前	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">☆市 → 町会 【交付決定通知書の送付】</div> <p>・補助金の交付決定については、申請書の提出から3～4週間程度で送付しています。</p> <p>※ 補助対象となるのは、この交付決定通知書に記載されている日付以降に支出された経費になります。(「補助対象経費」については別紙参照願います。) 決定通知書の日付以前の支出については、補助対象外となりますので、ご注意ください。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">☆市 → 町会 【補助金の入金】</div> <p>・交付決定通知書の送付から、2週間程度でご指定口座へ入金します。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">●町会 → 市 【敬老会への参加者が補助金申請時より増える場合】</div> <p>・出席申込を受けて参加者数が増えた場合、交付決定額変更承認申請の手続きが可能です。(敬老会実施日前の申請に限ります。) 変更承認申請が承認されれば補助金交付額が増額されます。(後日通知を送付します。)</p>
事業実施	<p>◎ 記念品配布について → 全ての町会で節目年齢の方に配布をお願いします。</p> <p>・補助対象は、対象者(88歳、99歳)への記念品代です。</p> <p>・現金は補助対象外(商品券は対象)となりますので、ご注意ください。</p> <p>◎ 敬老会の実施について → 開催を希望する町会が対象です。</p> <p>・参加の対象は、77歳以上の方です(これまでと変更ありません)。</p>
事業実施後	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">●町会 → 市 【補助金実績報告書関係書類の提出】</div> <p>※ 実施後、30日以内に提出してください。 (富士見市地域敬老事業補助金交付要綱第9条第2項の規定)</p> <p>※ 敬老会を実施された団体については、実際の参加者数に応じて精算を行います。 (参加者数の確認のため、参加者名簿の提出をお願いします。)</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">☆市 → 町会 【確定通知書の送付】</div> <p>実績報告書の提出から、2週間以降に送付します。 補助金の返還が生じた場合は、返還金についての文書(納付書等)が同封されます。</p>

- 対象者については、6月1日以降の増減については、町会での対応をお願いいたします。
※記念品購入後の転出・死亡による補助金の戻入は必要ありません。
- 記念品配布の際に使用できる節目年齢の方の宛名シールや、敬老会の開催やご案内等を発送する際に使用できる、77歳以上の方の宛名シール・名簿のご希望を確認させていただきますので、5月8日(金)までに「希望調査票」をご提出ください。